



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
多国間を移動する役員の生活の本拠

～ 「居住者」に該当せず・納税者勝訴 ～

今回は、所得税法2条1項5号の「非居住者」か、同項3号の「居住者」に該当するかをめぐって争った事例をご紹介します。(令和元年5月30日東京地裁・全部取消し・控訴 Z888-2256)

<事案の概要>

原告甲は、自らが「非居住者」に該当するとの認識のもと、平成21年分から平成24年分について、いずれも所得税の申告をしなかったところ、所轄税務署長から「居住者」に該当するとして期限後申告を勧奨されたため、期限後申告を行った上で、平成23年及び平成24年分の所得税について更正の請求をしたが、いずれも更正をすべき理由がない旨の通知処分等を受けた。本件は、甲が通知処分等の取消しを求めた事案であり、具体的な争点は、原告甲が居住者に該当するか否かである。

<裁判所の判断>

- 1 所得税法2条1項3号にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。そして、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、滞在日数、住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の居所、資産の所在等を総合的に考慮して判断するのが相当である。
- 2 原告甲の滞在国は、居住3国(定住できる体制の整っている日本、アメリカ、シンガポール)以外にも、インドネシア、中国、その他の国々に及び、世界的なハブ空港があり各国への渡航の利便性が高いシンガポールを起点として渡航していることからすると、シンガポールが、居住3国以外の各国へ渡航する際の主な拠点となっていたことは否定し難いものというべきである。そして、これらの渡航先国での滞在日数を考慮すると、日本国内における滞在と、シンガポールにおける滞在との間には、量的な観点からみて有意な差があるとはいえない。以上によれば、滞在日数の比較から、原告の生活の本拠が日本国内にあったことを積極的に基礎付けることはできないものというべきである。
- 3 原告甲と妻は、年間の大部分を海外の各地で過ごすことになる甲の職業活動に適応した生活の在り方として、妻らの生活の本拠は海外に移さず、日本の居宅のままとし、甲が帰国したときに休暇も兼ねて妻らと会うという方法を選択したものであるから、生計を一にする妻らが国内に居住していたことは、甲の生活の本拠が日本国内にあったことを積極的に基礎付けるものとはいえない。
- 4 以上のとおり、原告甲は、各海外法人の業務に従事し、そのために相応の日数においてシンガポールに滞在し、またシンガポールを主な拠点としてインドネシアや中国その他の国への渡航を繰り返しており、これらの滞在日数を合わせると年間の約4割に上っていたことなどからすれば、甲の職業活動はシンガポールを本拠として行われていたものと認められ、他方、日本国内における滞在日数とシンガポールにおける滞在日数とに有意な差を認めることはできず、甲と生計を一にする家族の居所、資産の所在及びその他の事情についても、甲の生活の本拠が日本にあったことを積極的に基礎付けるものとはいえない。これらを総合すると、本件各年のいずれにおいても、甲の生活の本拠が日本にあったと認めることはできないから、原告甲は所得税法2条1項3号に定める「居住者」に該当するとは認められないというべきである。

なお、東京高裁(令和元年11月27日、TAINS未収録)においても、地裁と同様に「居住者」には該当しないと判断しています。……………(税法データベース編集室 市野瀬 音子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判69頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。